

東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、東京農工大学（以下「本学」という。）大学院第39条第3項及び第39条の3第3項の規定に基づき、本学大学院博士（後期）課程に入学する学業成績の優秀な外国人留学生を特待生として認定し、その授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）を免除する制度を設け、もって優秀な外国人留学生を確保することを目的とする。</p> <p>(免除の内容)</p> <p>第3条 特待生として認定を受けた者に対しては、入学する本学大学院博士（後期）課程の標準修業年限内における授業料等について、その全額を免除する。</p> <p>(新設)</p> <p>(授業料の納付)</p> <p>第8条 学長は、前条の規定により特待生の認定を取り消された者に対して、認定取消以後の授業料の納付を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定による授業料の納付については、東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第8条第2項及び第42条第3項の規定を準用する。</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、東京農工大学（以下「本学」という。）大学院第39条第3項及び第39条の3第3項の規定に基づき、本学大学院博士（後期）課程に入学する学業成績の優秀な外国人留学生を特待生として認定し、その授業料、入学料及び検定料を免除する制度を設け、もって優秀な外国人留学生を確保することを目的とする。</p> <p>(免除の内容)</p> <p>第3条 特待生として認定を受けた者に対しては、入学する本学大学院博士（後期）課程の入学料及び検定料について、その全額を免除する。</p> <p>2 特待生の授業料の免除については、別に定める。</p> <p>(削る)</p> <p>(事務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日教規程第13号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。